

情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社キズキ(以下「この法人」という。)が、法令や規則等に基づく適時かつ適正な情報開示を行うことを目的とする。

(法人の責務)

第2条 この規程の解釈及び運用に当たっては、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 情報公開の対象書類の閲覧又は謄写(以下「閲覧等」という。)をした者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 この法人は、法令の規定等に基づき情報の開示を行う。

(情報公開の対象)

第5条 この法人は、取締役の過半数以上の決議により情報公開を決定した書類を、主たる事務所に常時備え置くものとする。

2 この法人は、前項の規定により主たる事務所に備え置いた書類を閲覧等に供するものとする。ただし、正当な理由を有しない者に対してはこの限りでない。

(閲覧等の場所及び日時)

第6条 前条の規定に基づき閲覧等の対象となる書類の閲覧等の場所は、労務総務部長の指定する場所とする。

2 前条の規定に基づき書類の閲覧等が可能な日は、この法人の休日以外の日とし、書類の閲覧等が可能な時間は、この法人の業務時間のうち、午前11時から午後2時までとする。ただし、この法人は、正当な理由があるときは、閲覧等の日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第7条 第5条第2項に基づき書類の閲覧等の申請があったときは、次に定めるところにより取扱うものとする。

- (1) 文書閲覧等申請書に必要事項の記入を求め、その提出を受ける。
- (2) 文書閲覧等申請書が提出されたときは、取締役の過半数以上の決議により情報公開の可否を決定し、情報公開可能と決議した書類を閲覧に供する。
- (3) 閲覧等の請求については、請求した者から実費を徴収する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、取締役の過半数以上の決議により定める。

(管理)

第9条 この法人の情報公開に関する事務の所管部門は、労務総務部とする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、取締役の過半数以上の決議による。

附則

この規程は、2024年10月1日から施行する